

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ並びに
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

新型コロナウイルス感染拡大により、最低賃金の引き上げが企業経営に与える影響への懸念から、中央最低賃金審議会は2020（令和2）年度の地域別最低金額の引き上げ額について目安額の提示を見送り、これを受けて各地の審議会も引き上げ額を抑制するなかで、愛媛県地域別最低金額は3円の増額を決定した。

コロナ禍でも全国最大幅の3円の増額を決定した愛媛県地方最低賃金審議会の判断については敬意を表するものの、かかる地方最低賃金額をもってしても、労働者の生活の改善、都市部への労働者人口流出、貧困問題解消等には未だ重大な課題が残されたままである。

我が国の最低賃金制度は、労働者の賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資すること等を目的として定められている（最低賃金法第1条参照）。

労働者が最低賃金（全国加重平均902円）でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約188万円、月収にすると約15万6300円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。

これら現状の最低賃金が保障されたとしても、労働者の生活の安定、労働力の質的向上につながるものではなく、この最低賃金の引上げは、はなはだ不十分なものである。

また、厚生労働省作成の「令和元年国民生活基礎調査の概況」では、日本の相対的貧困率の年次推移は、2012（平成24）年が16.1%、2015（平成27）年が15.7%、2018（平成30）年が15.4%となっており、高水準に留まったままである。これは、6から7人に一人が貧困線の年収127万円（2018年）を下回った生活を送っている状況が改善されていないことを示している。

働いているにもかかわらず貧困状態にあるのは、最低賃金付近での労働を余儀なくされているからであり、最低賃金が低水準に抑えられていることが大きな要因である。ワーキングプアの救済を始め、貧困問題の解消のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県は、全国最高額である東京都（1013円）と比べて220円も低い。また、両者の差は、2008（平成20）年度で135円しかなかったものが、2017（平成29）年度は219円、そして、2018（平成30）年度は221円、2019（令和元）年度は223円、2020（令和2）年度は220円（2020年度は東京都地方最低賃金額を増額しなかったため。）と、年々その格差が拡大している。

地域別最低賃金を決定する際の要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないことが発表されている。都市部と地方の間で必要な生活費に差がなければ若い労働力がより高い賃金を求めて都市部に流出することは必定であり、地方では人口減少、労働力不足が深刻化している。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠であり、政府においても全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討が開始されるべきである。

新型コロナウイルス感染症のもとで、中小企業の倒産、廃業への懸念が広がる中で、雇用維持を最優先として最低賃金の引上げを抑制すべきという議論がより一層強められている。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金の引き上げは不可欠である。フランスでは、2021年1月に9.76ユーロ（約1269円）から10.03ユーロ（約1304円）に引き上げられた。ドイツでは、2021年1月に9.50ユーロ（約1235円）へ引き上げられ、さらに同年7月から9.60ユーロ（約1248円）へ、2022年1月に9.82ユーロ（約1277円）へ、同年7月に10.45ユーロ

ロ（約1359円）へ引上げとなることが決定された。イギリスでも、2021年4月から成人（25歳以上）の最低賃金が8.72ポンド（約1325円）から8.91ポンド（約1354円）に引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引き上げが実現している。また、本年5月に開催された政府の経済財政諮問会議においても、民間議員から、自律的な経済成長軌道に乗せるために最低賃金の引き上げが必要であり、貧困化を防ぐためにも最低賃金を今年度後半からしっかりと引き上げていくべきとの意見が出されている。

コロナ禍の下で、非正規労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の多くは、新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言による減収の直撃を受けている。医療福祉関係従事者、配送配達員、小売店店員などの「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれる人々の中には最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらのライフラインを支える労働者の労苦に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも、最低賃金の大胆な引き上げは是非とも必要である。

今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大（内需拡大）を基調とした経済政策の転換である。大企業は475兆円もの内部留保（2020年財務省「法人企業統計調査」）を蓄積しているが、その原資は人件費の抑制や法人税減税によるものである。コロナ禍の今こそ内部留保を労働者に還元すべきである。また、中小企業に対しても、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策を充実させることで、地域の雇用を維持しつつ最低賃金の引き上げを推進すべきである。

当会は、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し思い切った最低賃金額引上げを要望すると共に、政府においても全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

2021年（令和3年）6月25日

愛媛弁護士会

会長 小川佳和